

## はじめに

会社法制定から20年以上が経過した令和8年では、その制定内容が会社法務に定着してきており、加えて会計制度も国際会計基準に対応するべく改革・コンバージェンスが確実に進捗しています。この法制と会計の変貌が、企業の株式・出資の項目において、会社財産の表示である「株主資本等変動計算書」の内容に改革をもたらしました。

税制においても、平成18年度税制改正で会社法制定に関する法人税法の改正により「資本金等の額とその増減額の定義規定の見直し」がなされ、新たなルールが制定されました。

そして、平成19年度税制改正では、「中小特定同族会社の留保金課税制度の撤廃」が措置され、また、平成21年度税制改正では、「中小企業者等のみ」は「法人税の軽減税率の引下げ」に加えて、「欠損金の繰戻しによる還付措置」が適用されることになったことから、企業の資本金の額が税制上の特例措置の適用と密接な関係にあることによる対応が必要になりました。さらに、令和6年度の税制改正では、外形標準課税制度について、従来「資本金の額が1億円超」とされていた対象法人に、「前事業年度が外形標準課税の対象であり、資本金と資本剰余金の合計額が10億円超の法人」等も追加されることとなりました。

こうした背景の中、会社財産の基礎といえる「資本金等の額」に関する実務上の要請として、税制の中小法人の特例の適用基準に「資本金の額1億円以下」の要件があること、また、過去の不況期に生じた欠損金を抱える企業の事業再生における「無償減資による欠損てん補」、そして会社法に合わせたの資本金対応として「減資を活用する剰余金の増強など財務体質の健

全化)、また、「配当可能利益への対応」などこれらの減資活用  
の実務が数多く生じました。

そのため、会社経営者や実務担当者にとって、「資本金等の  
額」・「純資産の部」の知識が不可欠なことになり、そのような  
状況に対応し実務に徹した参考書が必要であると思われたこと  
から、「減資の実務」の執筆に取り組んだ次第です。

実務書であれば、理論の分野に加えて、実務上の手続が理解  
しやすい内容が求められると考え、減資に関する会社法規定の  
列挙から、会計処理と税務上の留意事項まで記述し、その実施  
手順である資本減少の登記手続に重点をおいた構成にしていま  
す。

しかし、企業は自社の個別事情のみで存在できるものでない  
ことは周知されているところであり、減資という消極的アク  
ションが信用不安につながる懸念から、他の方法で資本金が縮  
小されるニーズが生じたことについて、「会社分割による資本  
の区分」が、折からの企業組織の合理化・リストラなどの動向  
によって再編の活用となることから、本書において詳述してい  
ます。

本書は、税理士と司法書士が共同執筆し、減資に関する必要  
事項をまとめたものであり、減資の実務指針といえる内容を目  
指しました。

企業経営者や実務担当者、そして税理士・公認会計士の方々  
にご活用いただければ幸いに存じます。

最後になりましたが、本書六訂版のまとめに際し、日本法  
令・出版部のご協力に感謝いたします。

令和8年2月

著者一同

## Contents

# 第1部 会社法における減資

1	会社法における資本に関する考え方	2
(1)	資本金	2
(2)	株主への配当	2
(3)	旧商法と会社法の違い	2
2	資本金の額の減少手続	3
(1)	株主総会決議による承認	4
(2)	債権者保護手続	8
(3)	資本金の額の減少効力の発生	11
(4)	資本金の額の減少が無効とされる場合	11
3	減資手続以外の資本金の額の減少方法～会社分割による 資本金の額の減少方法	15
4	令和3年の会社法改正	19
(1)	会社法の改正の目的	19
(2)	主な改正点	19

# 第2部 減資の会計と税務

## 第1章◆減資の会計と税務

1	減資とは	24
(1)	減資の定義	24
(2)	有償減資と無償減資	24
(3)	株式数を減少する方法	24
(4)	まとめ	25

<b>2</b>	<b>会計と税務</b> .....	25
<b>3</b>	<b>税務での規定</b> .....	26
	(1) 資本金等の額 .....	26
	(2) 利益積立金額 .....	27
	(3) 配当等の額とみなす金額（みなし配当） .....	27
	(4) みなし配当の額の計算方法等の見直し .....	29
	(5) その他の規定 .....	29
	(6) 事例について .....	30
<b>4</b>	<b>無償減資（株式数減少なし）の場合</b> .....	30
	(1) 減資会社の会計 .....	30
	(2) 減資会社の税務 .....	31
	(3) 税務調整 .....	31
	(4) 株主の会計処理 .....	31
	(5) 株主の税務 .....	32
<b>5</b>	<b>事例1：無償減資（株式数減少なし）</b> .....	32
	(1) A社の会計・税務 .....	32
	(2) B法人の会計・税務 .....	33
	(3) 個人Cの会計・税務 .....	36
<b>6</b>	<b>無償減資（株式数減少あり）の場合</b> <b>～自己株式消却又は株式併合</b> .....	36
	(1) 減資会社の会計 .....	36
	(2) 減資会社の税務 .....	36
	(3) 株主の会計・税務 .....	37
<b>7</b>	<b>事例2：無償減資（株式数減少あり）～株式併合</b> .....	37
	(1) A社の会計・税務 .....	38
	(2) B法人の会計・税務 .....	38
	(3) 個人Cの会計・税務 .....	38

<b>8 有償減資（株式数減少なし）の場合</b>	
～減資に伴う剰余金の配当 .....	39
(1) 減資会社の会計 .....	39
(2) 減資会社の税務 .....	39
(3) 税務調整 .....	40
(4) 株主の会計処理 .....	40
(5) 株主の税務 .....	41
<b>9 事例3：有償減資（株式数減少なし）</b>	42
(1) A社の会計・税務 .....	42
(2) B法人の会計・税務 .....	46
(3) 個人Cの会計・税務 .....	49
<b>10 有償減資（株式数減少あり）の場合</b>	
～自己株式の取得等 .....	50
(1) 減資会社の会計 .....	50
(2) 減資会社の税務 .....	51
(3) 税務調整 .....	52
(4) 株主の会計処理 .....	53
(5) 株主の税務 .....	53
<b>11 事例4：有償減資（自己株式の取得及び消却）</b>	54
(1) A社の会計 .....	54
(2) A社の税務 .....	55
(3) 税務調整 .....	55
(4) 別表記載例 .....	55
(5) B法人の会計 .....	58
(6) B法人の税務 .....	58
(7) 個人Cの会計・税務 .....	60

## 第2章◆会社分割と減資

---

<b>1</b>	<b>会社分割とは</b> .....	63
	(1) 会社分割の定義 .....	63
	(2) 新設分割か吸収分割か .....	63
	(3) 単独分割か共同分割か .....	63
	(4) 分社型分割か分割型分割か .....	63
	(5) 按分型か非按分型か .....	64
<b>2</b>	<b>会社分割と減資</b> .....	64
<b>3</b>	<b>会社分割の会計処理</b> .....	65
	(1) 売買処理法 .....	65
	(2) 簿価引継法 .....	65
<b>4</b>	<b>分割法人の税務</b> .....	66
	(1) 適格分割と非適格分割 .....	66
	(2) 適格分割（分割型）の要件 .....	66
<b>5</b>	<b>適格分割型分割の税務の取扱い</b> .....	68
<b>6</b>	<b>非適格分割型分割の税務の取扱い</b> .....	69
<b>7</b>	<b>税務調整</b> .....	69
<b>8</b>	<b>事例5：適格分割型分割</b> .....	70
	(1) A社の会計処理 .....	70
	(2) 税務の取扱い .....	71
	(3) 税務調整 .....	71
	(4) 別表記載例 .....	71
<b>9</b>	<b>事例6：非適格分割型分割</b> .....	73
	(1) B社の会計処理 .....	73
	(2) 税務の取扱い .....	74
	(3) 税務調整 .....	74
	(4) 別表記載例 .....	74

### 第3章◆資本金の額、資本金等の額

---

1 「資本金の額」と「資本金等の額」	76
(1) 増加項目と増加額	76
(2) 減少項目と減少額	78
2 「資本金の額」と税務	80
(1) 少額減価償却資産の損金算入（措法 67 の 5）	80
(2) 交際費等の損金算入限度額（措法 61 の 4）	82
(3) 貸倒引当金の法定繰入率（措法 57 の 9、措令 33 の 7）	83
(4) 特定同族会社の留保金課税制度（法法 67）	84
(5) 各事業年度の所得金額に対する税率（法法 66）	86
(6) 青色欠損金の繰越し控除の限度額（法法 57）	87
(7) 欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置 （措法 66 の 12）	88
(8) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は 法人税額の特別控除（中小企業投資促進税制（措法 42 の 6））	89
(9) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の 特別償却又は法人税額の特別控除（中小企業経営強化税制 （措法 42 の 12 の 4））	91
(10) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（中小企業 技術基盤強化税制（措法 42 の 4 ④））	94
(11) 給与等の支給額が増加した場合の 法人税額の特別控除（措法 42 の 12 の 5）	95
(12) 外形標準課税（法人事業税）	96
3 「資本金等の額」と税務	100
(1) 寄附金の損金算入限度額（法法 37）	100
(2) 均等割（法人住民税）	102

# 第3部 資本金の額の減少に係る登記 手続

## 第1章◆資本金の額の減少の実体上の手続と登記手続

- 1 資本金の額の減少の実体上の流れとその手続…………… 108
  - (1) 取締役会の決議等による資本金の額の減少の内容及び  
資本金の額の減少承認のための株主総会の招集…………… 109
  - (2) 株主総会の決議等による資本金の額の減少の承認…………… 122
  - (3) 債権者保護手続…………… 141
  - (4) 株主リスト…………… 156
  - (5) 大口債権者や金融機関には事前に資本金の額の減少に  
ついて十分な説明をしておく…………… 165
- 2 資本金の額の減少の登記手続…………… 166
  - (1) 株主総会の特別決議により資本金の額の減少を承認する  
場合…………… 166
  - (2) 定時株主総会の普通決議により資本金の額の減少の承認  
をする場合…………… 170
  - (3) 取締役会の決議等により資本金の額の減少の承認をする  
場合…………… 173

## 第2章◆資本金の額の減少と他の手続の実体上の手続と登記手続

- 1 資本金の額の減少と剰余金の配当を同時に行う手続  
(いわゆる有償減資)…………… 176
- 2 資本金の額の減少と株式併合により発行済株式の総数を  
減少させる実体上の手続と登記手続…………… 184
  - (1) 資本金の額の減少と同時に株式併合をして、発行済株式  
総数を減らす実体上の手続…………… 185

(2) 資本金の額の減少と同時に株式併合をして、発行済株式 総数を減らす登記手続 .....	187
<b>3 資本金の額の減少、株式併合により発行済株式の総数の減少 及び剰余金の配当を同時に行う実体上の手続と登記手続 .....</b>	<b>200</b>
<b>4 資本金の額の減少と同時に、特定の株主から株式を有償で 取得して、その自己株式を消却する実体上の手続と登記手続 .....</b>	<b>209</b>
(1) 取締役会の決議等により特定の株主の株式を有償で取得 し、その株式を消却すると同時に、資本金の額の減少をす る旨の承認ならびに株主総会の招集 .....	211
(2) 特定の株主から自己株式を有償で取得し、その株式を消 却すると同時に資本金の額の減少をする場合の株主総会 の決議事項 .....	218
(3) 株主から株式を有償で取得し、その株式を消却すると同 時に資本金の額の減少をする場合の登記手続 .....	225
<b>5 資本金の額の減少と同時に、特定の株主から株式を無償 で取得してその自己株式を消却する手続 .....</b>	<b>227</b>
<b>6 現在の株主から全株式を取得し消却したうえで資本金の 額をいったん0円とし、同時に資本金の額を増加させる 実体上の手続（いわゆる100%減資）と登記手続 .....</b>	<b>235</b>
(1) 100%減資の実体上の手続 .....	236
(2) 100%減資の登記手続 .....	246
<b>7 全部取得条項付種類株式を活用して100%減資をする 実体上の手続と登記手続 .....</b>	<b>249</b>
(1) 全部取得条項付種類株式を活用して100%減資をする実 体上の手続 .....	249
(2) 全部取得条項付種類株式を活用して100%減資を行う場 合の登記手続 .....	254

— 凡 例 —

本書で用いている略語は次のとおりです。なお、法律、施行令、施行規則等の規定中、アラビア数字は「条」を、○で囲んだ数字は「項」を、漢数字は「号」を表しています。

会	会社法
会規	会社法施行規則
会計	会社計算規則
整備法	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
所法	所得税法
所令	所得税法施行令
措法	租税特別措置法
地法	地方税法
地方附則	地方税法附則
法法	法人税法
法令	法人税法施行令
商登規	商業登記規則

株式等に関する基本知識を学ぶための本

## 第 1 部

# 会社法における 減資

# 1 会社法における資本に関する考え方

会社法における資本の考え方は、会社設立から経営、株主への利益還元にまで、影響を与える重要なルールです。旧商法と会社法とでは、大きな違いがあります。以下、旧商法と会社法で主な相違点を比較します。

## (1) 資本金

旧商法では、最低資本金制度があり、株式会社を設立するのに最低1,000万円の資本金が必要でしたが、会社法では最低資本金制度が廃止され、資本金1円でも株式会社設立ができるようになりました。

## (2) 株主への配当

旧商法では原則として、資本準備金を取り崩して株主に配当することはできませんでしたが、会社法では、資本準備金を、資本剰余金としたうえで、株主に対して配当することができるようになりました。

## (3) 旧商法と会社法の違い

上記(1)と(2)のとおり、旧商法と会社法では「資本」に関して大きな考え方の違いがあります。どうしてこのような違いが生まれたかという点、旧商法で「資本」の大原則とされた「資本充実の原則」と「資本維持の原則」を、会社法では放棄したとされたからです。

「資本充実の原則」とは、会社の設立又は新株発行の際には、資本金額に相当する財産が会社に対して拠出されなければならないとする原則のことです。

また、「資本維持の原則」とは、資本金額に相当する会社財産が

確保された状態を維持しなければならないとする原則です。

なぜ、これら2つの原則が重要かという点、株主は会社債権者に対して有限責任を負うだけなので、会社債務の引当てとなるものは、会社財産だけとなるからです。したがって、会社債権者を保護するために資本金額に見合う財産の充実と維持をする必要があると考えられたのです。

会社法が、これらの原則を放棄した背景には、旧商法が債権担保力の保全に重点を置いた大陸法系ドイツ型商法であったのに対し、会社法は、投資者保護を目指した証券市場向けのアメリカ型の思考を採用したからだといわれています。

本書は、「資本減少」についての実務書ですが、これらの状況を頭の片隅において、本書を読み進めてくだされば幸いです。

## 2 資本金の額の減少手続

資本金の額の減少（減資）は株主、債権者にとって直接利害関係に影響する重要な項目です。

したがって会社法では資本金の額を減少させる場合、株主の合意、債権者への公告・催告を行い、異議のある者は一定期間内に申立てを行うことを求めています。

従来資本金の額の減少で一般的に行われていたケースは、欠損金でん補のための減資手続でしたが、最近では経営上の理由又は税務上の理由等の幅広い観点から、資本金の額の減少を検討・実行する会社が増えています。会社法制定により、一連の多様な資本金の額の減少を行う手段に対し整理・統合が行われ、それぞれの手法について論理の矛盾がないようになりました。

会社が資本金の額の減少を実施する場合、会社法では次の要件を満たすよう定めています。

会社法では有限会社は株式会社と統合されましたので、従来のよ

うに株式会社と有限会社に考え方の違いが生じることはなくなりました。

#### 資本金の額の減少（減資）での留意点

- 定時株主総会における欠損てん補のための減資  
株主に実質的な被害を与えないこの場合は定時株主総会の普通決議で可
- 資本金、資本準備金の剰余金への振替、株主への払戻しを伴う減資  
払戻しを受けない株主、債権者に被害を与えるため株主総会、債権者保護手続ともに厳格な方法とする

### (1) 株主総会決議による承認

#### ① 株式会社の場合

前述のように資本金の額の減少は、株主の利害に直接影響する重要な問題です。またこの問題は一部の株主だけでなく少数株主にも等しく影響を与えますので、株主総会での決議は普通決議でなく特別決議の承認を課しています。

例外規定として、定時株主総会の決議で減少させる資本金の額が定時株主総会の日における同社の欠損額を超えず、その欠損額をてん補するための減少の場合は普通決議でよいと規定しています。

資本金の額の減少を議題とする株主総会の招集通知には、資本金の額の減少額のほか、減少する資本金の額の全部又は一部を準備金とするときは、その旨及び準備金とする額及び資本金の額の減少がその効力を生ずる日を記載します。

② 特例有限会社における場合

旧有限会社が資本金の額の減少を行う場合は、株式会社と同様に会社法の規定に従うことができます。

● 参考条文—会社法

(株主総会の決議)

第309条 株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（3分の1以上の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。

一 第140条第2項及び第5項の株主総会

二 第156条第1項の株主総会（第160条第1項の特定の株主を定める場合に限る。）

三 第171条第1項及び第175条第1項の株主総会

四 第180条第2項の株主総会

五 第199条第2項、第200条第1項、第202条第3項第4号、第204条第2項及び第205条第2項の株主総会

六 第238条第2項、第239条第1項、第241条第3項第4号、第243条第2項及び第244条第3項の株主総会

七 第339条第1項の株主総会（第342条第3項から第5項まで

の規定により選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）を解任する場合又は監督等委員である取締役若しくは監査役を解任する場合に限る。）

八 第 425 条第 1 項の株主総会

九 第 447 条第 1 項の株主総会（次のいずれにも該当する場合を除く。）

イ 定時株主総会において第 447 条第 1 項各号に掲げる事項を定めること。

ロ 第 447 条第 1 項第 1 号の額がイの定時株主総会の日（第 439 条前段に規定する場合にあっては、第 436 条第 3 項の承認があった日）における欠損の額として法務省令で定める方法により算定される額を超えないこと。

十 第 454 条第 4 項の株主総会（配当財産が金銭以外の財産であり、かつ、株主に対して同項第 1 号に規定する金銭分配請求権を与えないこととする場合に限る。）

十一 第 6 章から第 8 章までの規定により株主総会の決議を要する場合における当該株主総会

十二 第 5 編の規定により株主総会の決議を要する場合における当該株主総会

3 前 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる株主総会（種類株式発行会社の株主総会を除く。）の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の半数以上（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）であって、当該株主の議決権の 3 分の 2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 その発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設ける定款の変更を行う株主総会

- 二 第783条第1項の株主総会（合併により消滅する株式会社又は株式交換をする株式会社が公開会社であり、かつ、当該株式会社の株主に対して交付する金銭等の全部又は一部が譲渡制限株式等（同条第3項に規定する譲渡制限株式等をいう。次号において同じ。）である場合における当該株主総会に限る。）
- 三 第804条第1項の株主総会（合併又は株式移転をする株式会社が公開会社であり、かつ、当該株式会社の株主に対して交付する金銭等の全部又は一部が譲渡制限株式等である場合における当該株主総会に限る。）
- 4 前3項の規定にかかわらず、第109条第2項の規定による定款の定めについての定款の変更（当該定款の定めを廃止するものを除く。）を行う株主総会の決議は、総株主の半数以上（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）であって、総株主の議決権の4分の3（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- 5 取締役会設置会社においては、株主総会は、第298条第1項第2号に掲げる事項以外の事項については、決議をすることができない。ただし、第316条第1項若しくは第2項に規定する者の選任又は第398条第2項の会計監査人の出席を求めることについては、この限りでない。

#### （資本金の額の減少）

第447条 株式会社は、資本金の額を減少することができる。この場合においては、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 減少する資本金の額
- 二 減少する資本金の額の全部又は一部を準備金とするときは、その旨及び準備金とする額

三 資本金の額の減少がその効力を生ずる日

2 前項第1号の額は、同項第3号の日における資本金の額を超えてはならない。

3 株式会社が株式の発行と同時に資本金の額を減少する場合において、当該資本金の額の減少の効力が生ずる日後の資本金の額が当該日前の資本金の額を下回らないときにおける第1項の規定の適用については、同項中「株主総会の決議」とあるのは、「取締役の決定（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）」とする。

## (2) 債権者保護手続

資本金の額の減少は、会社の保有する財産を減少させる可能性がある行為となりますので、当該会社に債権を持つ者に大きな不利益を与えることになります。

そこで、会社法では、債権者保護のため次のような規定を設けています。

株式会社・特例有限会社が資本金の額の減少を株主総会の決議で承認した場合、その会社の債権者に対し、今回決議された資本金の額の減少について異議のある債権者は、一定の期間内に異議の申立てを行うよう官報に公告し、かつ知れている債権者に対しては個別に催告をしなければなりません。

ただし、株式会社が官報公告のほか同社が定めた日刊紙又は電子公告により公告した場合は、債権者に対する個別の催告はしなくてもよいと規定しています（会449）。この場合、債権者の異議申立期間は1ヵ月以上とすることも規定されています。

公告の内容は次の項目です。

- ① 減少する資本金の額
- ② 減少する資本金の額の全部又は一部を準備金とするときはそ

の内容、準備金とする額

- ③ 資本金の額の減少が効力を生ずる日
- ④ 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨
- ⑤ 当該株式会社の計算書類に関する事項として法務省令で定めるもの（会計152）

特例有限会社については、最終の貸借対照表の公告を必要としていませんが、この理由は特例有限会社にはそもそも決算における最終の貸借対照表の公告を要求していないため、債権者保護手続の場合だけ公告させることができなかつたのです。

債権者が異議申立期間中に異議を申し立てなかつた場合は、資本金の額の減少を承認したものとみなされます。

しかし異議申立てがされた場合、会社は異議申立者に債務を弁済するか、相当の担保を提供するか、その債務者への債務弁済をすることを目的として信託会社等へ財産の信託をするように定めています。

ただし、資本金の額の減少が債務者に害を及ぼすおそれがない場合は、このような手段をとる必要はありません。

## ● 参考条文—会社法

### （債権者の異議）

第449条 株式会社が資本金又は準備金（以下この条において「資本金等」という。）の額を減少する場合（減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。）には、当該株式会社の債権者は、当該株式会社に対し、資本金等の額の減少について異議を述べることができる。ただし、準備金の額のみを減少する場合であつて、次のいずれにも該当するときは、この限りでない。

- 一 定時株主総会において前条第1項各号に掲げる事項を定めること。

- 二 前条第1項第1号の額が前号の定時株主総会の日（第439条前段に規定する場合にあっては、第436条第3項の承認があった日）における欠損の額として法務省令で定める方法により算定される額を超えないこと。
- 2 前項の規定により株式会社の債権者が異議を述べることができる場合には、当該株式会社は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第3号の期間は、1箇月を下ることができない。
- 一 当該資本金等の額の減少の内容
  - 二 当該株式会社の計算書類に関する事項として法務省令で定めるもの
  - 三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨
- 3 前項の規定にかかわらず、株式会社が同項の規定による公告を、官報のほか、第939条第1項の規定による定款の定めに従い、同項第2号又は第3号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。
- 4 債権者が第2項第3号の期間内に異議を述べなかったときは、当該債権者は、当該資本金等の額の減少について承認をしたものとみなす。
- 5 債権者が第2項第3号の期間内に異議を述べたときは、株式会社は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。以下同じ。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該資本金等の額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。
- 6 次の各号に掲げるものは、当該各号に定める日にその効力を生

**平川 茂** (ひらかわ・しげる)

【資格】 税理士

【略歴】 東京都生まれ。

昭和56年中央大学商学部卒業。昭和63年税理士登録。昭和60年公認会計士山田淳一郎事務所（現：税理士法人 山田&パートナーズ）入所。平成元年株式会社 東京ファイナンシャルプランナーズ（現：山田コンサルティンググループ）代表取締役を経て平成4年10名の専門家（弁護士・税理士・不動産鑑定士等）による財産活用・財務コンサルティング会社 株式会社サテライト・コンサルティング・パートナーズを設立。平成24年税理士試験 試験委員（平成26年度まで）。現在、税理士法人平川会計パートナーズ 理事長、株式会社 サテライト・コンサルティング・パートナーズ 代表取締役会長

【著書等】 『借地権課税の実務－個人・法人／地主・借地人別事例解説－』（新日本法規出版）、『こんなときどうする会社役員の実務』（第一法規）共著、『契約締結と活用の手引 定期借家権』（新日本法規出版）共著、『税務疎明事典 法人編』（ぎょうせい）共著、『キャッシュフロー経営のための資産の証券化』（ばる出版）共著、『役員と会社の税務』（大蔵財務協会）共著 他

**星野 文仁** (ほしの・ふみひと)

【資格】 司法書士・行政書士

【略歴】 埼玉県生まれ。

明治大学商学部卒業。昭和60年4月株式会社丸井入社。平成7年8月ソニー生命保険株式会社に転職。平成9年11月同社退社。平成10年9月司法書士・行政書士 星野リーガル・ファームを開設して現在に至る。業務は、主に税理士事務所、会計士事務所、弁護士事務所、M&A仲介会社及び経営コンサルタント会社と提携し、会社法、組織再編（合併、会社分割、株式移転、株式交換及びM&A）、民事信託など登記手続きだけでなく幅広いコンサルティングを行っている。

【著書等】 『株式会社・有限会社の議事録事例集』（日本法令）、『実践会社法』（かんき出版）共著、『定款の変更・作成の正しい実務』『中小企業の正しい株式実務』（中経出版）、『株式会社の議事録事例集』（日本法令）、『中小企業の組織再編・事業承継』（中央

経済社) 共著、『株式会社の議事録の添付書類ひな形 100』(レガシイマネジマントグループ)、『Q & A 会社解散・清算の実務』(税務経理協会) 共著 等。